届ににま

田つ該た

てし

際同際で

は様等挙

相ない療

談おて養

いの険に

もた記

にげ

つた

も以

ど保外

給給も付付

にを被

つ曼災

いけさ

てるれ

も事た

P、それが 出来 が出来

ぞまが

れに支給2 6す(通勤3 6本(通勤3

要途際

がでー

あの定

る負の

の傷障

のなかメ

4

件 上

督療

し付費

療

を

付また用

がするの

れ提養

ま出の

ばす。 す。 れ 用 け

つに

い必

て要て、労記・

働 載 被

基事災

準項さ

監をれ

||署が審|

査所が

等轄人を労様

督 記 た

た請る 電求書 書類に き手続き

還

さ

の費用等の環境養補償給は で治療を行りとして で治療を行りませれる。 で治療を行りませれる。 で治療を行りませれる。 で治療を行りませれる。

をい当

オフィス・サポートNEWS

社会保険労務士法人•行政書士事務所

オフィス・サポートNEWS

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926 URL http://www.officesup.com E-mail info@officesup.com

第39号 2012年5月

発行責任者 鎌田勝典・沖利彦・山崎泉

フランス大統領選挙は、緊縮財政をすすめるサルコジ大 統領にノーの審判を下し、野党・社会党のオランド氏が勝 利した。ギリシヤ総選挙でも、緊縮財政の連立与党が過半 数割れした。2つの選挙が日本に与える影響は?

【欧州債務危機の深刻化】

内閣府が5月17日に発表した1~3月期の国内総生産 (GDP) は、市場の予測を上回り、実質で前期比1.0%の プラス、年率換算で4.1%のプラスと高い成長率を示し た。これを受けて政府は、9ヵ月ぶりに景気判断を引き上 げた。プラスの内訳は、①「東日本大震災による自粛ムー ドが和らいで個人消費が堅調に推移した」、②「復興事業 をはじめとした公共投資が増加した」ことが大きいとい

しかし、「エコカー補助金」はまもなく切れ、企業の投 資マインドは改善していないなど不安定要素は多々ある。 そこに加わったのが欧州債務危機の再燃である。「ギリシ ヤがユーロ圏から離脱⇒ギリシヤ通貨がドラクマに戻る⇒ ドラクマの暴落⇒ユーロ圏の混乱」という最悪のシナリオ もあり得ないことではない。そうならずとも、すでに欧州 情勢の不安定を受けて、円高が進み、株価も急落し始めて

言われている。

不安定な日本の景気が、こうした外部環境の厳しさゆえ に下向きとなるリスクは大きい。

【緊縮財政路線にノー】

それ以上に考えなければならないのは、野田内閣が急ぐ 消費税増税が妥当かという問題である。野田首相は、しき りに欧州の財政危機を引合いに、「欧州の二の舞にならな いために(増税を急ぐ)」という。たしかに、日本の財政 状態は厳しい。しかし、日本はギリシヤなどと違って経常 収支は黒字で、国債を国内だけで消化できる状態が維持さ れている(下図参照)。

また、消費税増税が上向きかけている景気に冷水を浴び せることは、1997年の消費税アップの結果生まれた景気 後退をみても明らかだろう。しかも、「社会保障と税の一 体改革」と言いながら、社会保障が後退の一途では、看板 に偽りありである。

「緊縮ノ一」というフランス、ギリシヤ選挙の、それこ そ「二の舞」とならざるを得ないだろう。

フランス、ギリシヤの選挙結果と日本

いる。好調と言われていたアメリカ経済も再減速は確実と

<主要先進国の財政収支・経常収支の対GDP比(2012年の予想値)単位%>

| | ギリシヤ | スペイン | フランス | アメリカ | 日本 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 財政収支 | ▲ 7.0 | ▲ 4.4 | ▲ 4.5 | ▲ 9.3 | ▲8.9 |
| 経常収支 | ▲ 6.3 | ▲2.3 | ▲2.2 | ▲2.9 | 2.2 |
| 公的債務残高 | 181.2 | 77.2 | 102.4 | 103.6 | 219.1 |

(出典:信金中央金庫 地域・中小企業研究所)

護

沱

原

良

た か 弁護士

が ア 火 IJ 力 ア 火 ij

、大統領が を行 ₀ 大統領選 を控 С 紋の政 が 広が タ立 って ビ場 ユを い でら 同 婚 昧 支持し を明さ 言た すオ

と報道されている 補の共和党ミット キリスト教力が る。禁じ 表明 • IJ る口 よう主張. \mathcal{O} させている。当選 いチに波 るュ大 中一き でセ ツ左 オツ右バ州す ュ マ知る 氏事とる の言いわ 明合れ、 大国有 き憲力 な法対 賭を立 け修候

医れ府師る県

労

必付指に

あ行る

りわ医労

まれ療働

すま機者

。 (に 負 こ 治 て 傷

の療負を

療を受きた

のけれ際

付際労原

のに働則

対業者と

象務のし

は、一治で

次負等災

よで無定

なるで院

のとけ都

でをら道

あ料病

受や

 \mathcal{O}

う

ŧ

の

の療労

給るた

す関が

立 定 が すっ

T

どう

 \mathcal{O}

で

労

者

者

の

疾

疾病、法

障害、死亡年(労災保険)

等がの

起保

つ

際

支

さ

ま

る

於

業

上

 \mathcal{O}

由

又。

は

付

に社つ員

いが

て、務中

療に

養負

の傷

給し

付て

とま

一 い

療ま

養し

のた。

用労

の災

給保

付険の

が治

あるとに療等に

聞関

きまる

し給

 \mathcal{O}

の

0

給

付

لح

の

費

角

の

付

 σ

しり

等

性婚登録法(same 性婚を記める州が9 性婚をしたり、養 性婚をしたり、養 を認める州が9 e legislation)。 a legislation)。 a legislation)。 a legislation)。 a legislation)。 a legislation)。 a legislation)。 b子供は誕生 いて受理される がで受理される がすると、同 が今、アメ・ 1000 (100) 州でけ / 月に 余は、ア だ男メ が性リ 供婚 どカ おで スしは ラの同州 ム夫様で 諸婦に施 州 玉 Tで女性では な性で る ど同た 同お性同

1 0 年 別姓 を 認 め の養婚なメ子夫い る べ 縁婦が ŧ ィ組も、アを子離 か で禁 う は止を 話題でする か の とい親供 論る) 。 論 が 。 る 白 1. と 子 (日 が 人 が の熱 途て てをじ同

し働式 受給こ医 【け第 そ上、基第労け付の療業療た5業のの①療業7働る」場機発養 中日 2011

ため、大きないでは、

払者合近

た療つに

療養い労

養費て災

費等を大指定

病

院

等

を医療

¬療養

療機の

のに付

費支を

用払受

給たる

のっけ労

付場事指

とは出病

、来っま 院等

還療せ以

養ん外

3

 \mathcal{O}

付

をの

合が定

養関給が

支働場

つがに

傷うそ

働養にの

監付た

で書

出に

必

きます。

載

事場

項合

をは、記

、必が

を受式

提

基の挙看世

準給げ護話

な送の

看護

(5)

又 療

診

療

所

等

居

宅に

のお

入院 ける 原

院及び

の治療

療記他伴

と世の剤

 \mathcal{O}

をある女性から は未だ立っていいたが、家族の は未だ立っていいたが、家族の 会理な差別で表 会理な差別であ を規定し をある女性から ħ る 1.1 ゎ う 対論 が 根 強 法 制 化 目

は、 大に好きな男がでいるとして何度は差別であるとして何度は差別であるとして何度は 一つていない。 一つで、仕事柄相続事件で、 一つで、 一つではまい。 ができ い規定を4 い規定を4 ができ て家を出った子供のである。についつも出れ 出あって でをかられる。 婚 つ そ 行 つ 判 れ の 関 て断 係の て 1 之。 定 相 5 男 女 号 世 る 続か子 裁分ら(婚はが生物 裁分 な ま 姻 非いれ関 。た係 出不子に

に答 る لح う 婚 相 談

Ρ もやのい はり自由の中に新しくう国の自分を基地問題に 田の国アメリーとく生起するな日分勝手さによ じめ、これ カ諸は、トラ も 法 ん律 でもたった る ヤ る 尊先多イない。 イな 性がンの ろよ う う ゜な つのしア

トピックス 「パワハラ防止(厚労省円卓会議報告書)その3」

○○○○○ 今月号紹介

ಲಾಲಾಲಾ

- 労使トラブル110番 「30日以上無断欠勤している職員を即
- **メンタルヘルスを考える** 「若者のメンタルヘルス不調①」
- 『会社を強くする』 経営コンサルタント・野澤周永先生の連載

時解雇してもいいか?」

- 夢をかなえるFP塾 CFP吉澤由美子先生の連載 「JAZZでほっと一息」 ジャズ愛好家・小柳忠章さんの連載
- **年金相談の現場から**「脱退手当金(女子の特例)について」 『税金おとな相談室』 税理士·関根忍先生の連載
- 職場のQ&A 「労災給付の「療養の給付」と「療養の費用の 給付」の違い」

『となりの弁護士』弁護士・原和良先生の連載

オフィス・サポートNEWS



パワハラ防止(厚労省円卓会議報告書)その3

パワハラと労災認定基準

今回は、パワハラによる精神障害と労災申請の問題を とりあげます。厚生労働省は、平成23年12月26日、精神 障害になった場合の労災の新認定基準(「心理的負荷に よる精神障害の認定基準について」)を発表しました。

【新認定基準の特徴】

いままでも「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当するようなパワハラ被害が認められる場合、原則として労災認定されてきました。しかし、判断基準が不明確な面があり、また認定審査に平均8.6ヵ月を要するなど認定処理の遅延という問題が指摘されていました。プレス発表では、「認定基準のポイント」として以下の3点をあげました。

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表(ストレス強度の評価表)を定めた
- ② いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにした
- ③ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の 合議による判定を、判断が難しい事案のみにした

さらに、厚労省のパンフレット「精神障害の労災認 定」の解説によると、「業務による心理的負荷が認められるかどうか」の基準を以下のように見直したとしています。

- ① 発病前おおむね6ヵ月の間に起きた業務による出来事が、心理的負荷評価表の「強」と評価される場合は認定要件を満たす
- ② 出来事が複数ある場合の評価方法を「出来事+出来事後の総合評価」とし、具体的事例を記載した
- ③ 長時間労働が介在する事案についての認定基準を明確化した
- ④ パワハラ・セクハラ事案については、評価期間を6ヵ月に限らず始まった時点からの心理的負荷を評価する

【労災認定される可能性のあるパワハラ行為】

心理的負荷評価表によると、業務上に該当する可能性が高い「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」の 具体例として以下の行為をあげています。

「強」である例

- ●部下に対する上司の言動が、業務指導の範疇を逸脱して おり、その中に人格や人間性を否定するような言動が含ま れ、かつ、これが執拗に行われた
- ●同僚等による多人数が結託しての人格や人間性を否定 するかのような言動が執拗に行われた
- ●治療を要する程度の暴行を受けた

これ以外にも、上司・同僚・部下とのトラブルでも、 以下のようなケースは業務上に該当する可能性がありま す

「強」である例

●業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が上司(または多数の同僚、多数の部下)との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した

【恒常的長時間労働+「中」「弱」の出来事】

パワハラ行為とまでは言えないような「上司からの、業務指導の範囲内である(強い)指導・叱責を受けた」(=心理的負荷強度は「中」あるいは「弱」と評価)ものであっても、その出来事の前または後に「恒常的長時間労働」が認められた場合、心理的負荷強度が「強」とされる可能性が高くなります。「恒常的長時間労働」とは、月100時間程度の時間外労働が該当するとしています。パワハラ予防と同時に、労働時間管理についてもきちんとした対策を打つ必要があります。

- ●「業務上の出来事(心理的負荷=中)」の前に 恒常的長時間労働 → 「強」
- ●「業務上の出来事(心理的負荷=中)」の後に 恒常的長時間労働 → 「強」
- ●「業務上の出来事(心理的負荷=弱)」の前後に 恒常的長時間労働 → 「強」

【パワハラ等の評価期間の見直し】

いままで精神障害の労災認定では、発病前6ヵ月以内における業務上の出来事を取り上げ、その心理的負荷が過重であるかどうかを判断されてきました。その結果、6ヵ月よりも前のいじめ・嫌がらせの出来事が評価されないため、過重性が弱く評価される可能性がありました。今回の基準では、評価期間を次のように見直しました。

- ●いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り 返されるものについては、繰り返される出来事を一体のもの として評価し、また「その継続する状況」は心理的負荷が高 まる
- ●発病の6ヵ月よりも前にそれが開始されている場合でも、 発病前6ヵ月以内の期間に継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とする

なお、パワハラ・セクハラ事件が起きた後の会社の対応いかんが新たな心理的負荷をもたらすことにも注意を要します。心理的負荷表では、セクハラについて、次のようなケースも心理的負荷「強」としています。

「強」である例

●胸や腰等への身体的接触を含むセクシュアルハラスメントであって、行為は継続していないが、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった又は会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した

オフィス・サポートNEWS



年金相談の現場から

@ 年金相談メール nenkin@officesup.com

〈脱退手当金(女子の特例)について〉



私は昭和20年3月生まれです。高校卒業後7年間会社勤め(厚生年金加入)をしていました。退職後は自営業の主人と結婚したのですが、私の分の国民年金保険料を全く支払っていませんでした。そのため、今年の秋に施行される「年金確保支援法」によって遡って納付しても、受給資格期間を満たすことができず、年金を受給することができません。

若い頃に加入していた厚生年金については脱退手当金を受けていないので、何とかして受給できないものかと思ったのですが、今となっては脱退手当金を受けることは出来ないのでしょうか?

脱退手当金は昭和61年4月1日をもって廃止されましたが、経過措置として、以下の要件のすべてを満たす者については支給されます。
①昭和16年4月1日以前に生まれた者である

- ②厚生年金被保険者期間が5年以上あること
- ③老齢年金受給資格期間を満たしていないこと
- ④被保険者資格を喪失していること
- ⑤障害年金の受給権者でないこと

しかし、上記①・②を満たしていなくても、「年齢に関係なく、被保険者期間が2年以上ある女子が昭和53年5月31日までに資格を喪失した」場合に

も支給されます。従って、あなたには脱退手当金が 支給されます。

支給額は、「被保険者期間中の平均標準報酬月額 (※1)×被保険者期間月数による乗率(※2)ー 既に支給を受けた障害年金または障害手当金の額」 です。

ちなみに、脱退手当金は遺族年金を受給していて も受給できます。また、脱退手当金請求日を受給権 発生日として取り扱うため、時効により支給されな いということはほとんどありません。

- ※1 現在価格への読み替えなし
- ※2 女子の特例の場合、0.6~7.2

黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第39回)

■退職金と保険金、そして節税(その2)

さてさて前回、節税対策にも退職金積立にも使える 保険の話で、落とし穴があるとお話ししました。 その落とし穴は、ズバリ「税効果」です。

税効果(節税分)を含めたところで100%近い返戻率を実現する保険商品ですが、節税分が無いと70%程度の返戻率が一般的です。ということは…?そうです!赤字会社には「メリットが薄い」ということなんです!だって、利益が0円ですから、利益 0円×税率(30~40%)=0円となり、納税額は0円。つまり節税効果ゼロ。節税目的での保険加入のメリットは、基本的に黒字

会社に限定されるというわけです。 「じゃ、ウチは万年赤字だから、関係ないね?」 そうでもないんですよ?

退職金は、規約や前例があると、いずれはやってくる大きな支出です。定期預金の利息がゼロのオンパ

税理十 関根 忍



Page 7

レードの時代に、「多少の配当」がついて且つ、もしものときは「保障」が付いている保険商品のメリットは、節税だけではないんです。保険の大原則「備えあれば憂いなし」というわけです。

また、定期預金だと解約にあまり抵抗がありませんが、保険商品だと「解約減額率」の凄まじさに二の足を踏むことになります。

満期での利益極大化を追求する商品ですから、至極 当たり前の話ですし、これによって「解約」に「精神 的歯止め(ハザード)」がかかるわけです。

「でも、保険料払い続ける余裕ないよ?」 それは次回のお話…。

(つづく)

□編集後記──すでにご案内の通り、6月2日(土)に、弊事務所主催による経営者・管理職セミナー第3弾として、『労働組合との対応──その原則と実例』を開催します。この間、「問題社員の増加とその対応策」「メンタルヘルへの対応と対策」と、企業経営者・管理者が直面する労務、人事管理問題について、それぞれ専門家による最新の知

見を紹介し、みなさま方のお役に立つよう努めてきましたが、今回はとかく中小企業にとってはその対応がむずかしいとされている労働組合問題について、さまざまな実例に基づいてお話し、疑問にもお答えできればと考えています。ご参加の程、どうぞよろしく。 (N)

オフィス・サポートNEWS

夢をかなえるFP塾 I(第3回)

CFP/1級FP技能士 吉澤 由美子

「住宅ローンか現金購入か」

『現在5700万円の貯蓄がありマンションを購入 しようと思いますが、現金で購入した方が良いで しょうか。それとも将来かかる教育費に残してお くため住宅ローンを組んだ方が良いのでしょうか?』 先日のファイナンシャルプランニング相談の奥様から の第一声です。

48歳のご主人と44歳の奥様が、結婚14年で 🦰 5700万円の貯蓄額は多いのか少ないのか? お金 に対する価値観や人生観は人それぞれ。貯蓄額の絶対 的な目安はありませんが、一般的には30代で年収と同 額程度、40代では年収の倍額程度を目安に考えます。

それと比較をしてみるとこのご家庭の貯蓄額はかな り頑張ったといえるでしょう。

家族構成は、夫(会社員・48歳・年収500万円)、 妻(会社員・44歳・年収600万円)、子ども2人(10 歳・7歳)という4人家族で、①マンション購入は住宅 ローンか現金か ②いくらのマンションを購入できる のか ③老後の生活についてのご相談でした。

まず現在の収入と支出についてのシミュレーション をしてみると、毎年350万円の黒字で、実際にこれく らいは貯蓄できているとのこと。仮に諸経費をあわせ て4000万円のマンションを全額現金で購入しても 1500万円以上の資金が残るし、将来かかる教育費2人 分を3000万円と考えても十分にやっていけそうです。

次に、手元に現金を残すため半分現金・半分住宅 ローンを組むかたちでシミュレーションをしてみまし た。この場合、ローンの利息や抵当権設定等の諸費用 がかかることを考えると、住宅ローン控除などの節税 効果を考慮しても、あまりメリットは無さそうです。

では、いったいいくらまでなら購入できるのか? ここでご夫婦の意見が二つに分かれました。「高くて もいいからこだわりの家が欲しい」という奥様と、

「家は小さくていいから、新しい家に似合った新しい 車や家具が欲しい」というご主人。老後の生活につい ても、生活費の心配は特に無さそうでしたが、過ごし 方については、やはり食い違いが。「老後は一緒に海 外旅行をしたい」という奥様と、「特に何もしたくな い」というご主人。

最終的なアドバイスとしては、マンションは現金で の購入可能でしょう。ただし金額は諸経費を含めて 4000万円までを目安にし、車や家具の購入もきちんと 話し合って予算化する。将来の教育費についても、平 均値通りに考えるのではなく、子ども達には無限の可 能性がありその分出費も大きく膨らむ可能性があるこ とを頭において、目先のマンション購入だけを考えな いように…というところでした。相談終了後、「夫婦 だけでは普段しない話題について会話ができて良かっ たです」と。14年間連れ添っていても夫婦の会話はな かなかに難しいものですね。

URL: http://www.pfj.ne.jp http://www.protect-risk.co.jp

JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳忠章

「Here's That Rainy Day」 ほか2曲

雨の季節が近づいています。その前に嵐のような大雨が 降った。爆弾低気圧や竜巻が来るなんて昔は思わなかっ た。春の嵐だって、大したものじゃないと思っていた。 さて、曲紹介です。

Here's That Rainy Day

「貴女にだっていつか悲しい出来事が来るわ」と友達が 言っても笑い飛ばしていたら、そのまさかの時が来てし まった。雨の日は涙の日。つまり失恋。ウェス・モンゴメ リのギターがボサノバのリズムにのり、軽快に奏でます が、本当は悲しい曲です。雨の休日に一人で聴くにはうっ てつけの曲です。どうしても夜に酒を飲みながら聴きたい 方に警告します。バラードテンポの女性ヴォーカルは避け ましょう。悲しすぎて、もらい泣きしそうです。

怖いもの見たさで、聞いてしまった方には、解毒剤を紹 介します。

Cry Me A River

「私は、貴方のことを想って涙が川になるまで泣いたわ。 今度は貴方が泣く番よ。ただの遊びだって言ったわ。今 更、愛しているだなんて。さあ涙を見せて頂戴」。女性の 仕返しは、恐ろしいですね。ダイアナ・クラールがピアノ を弾きながら歌います。迫力あります。

こんな大恋愛を経験していない私でも、自分の人生を振 り返ってみると、そこそこ良い人生だったと思うように なった。この一年間で5人もの友人・知人・先輩を癌で 失った。私のへたくそな演奏でも「生の音は良いねー」と 言って聴いてくれた人を失うと、練習に力が入らなくな る。それぞれの人生、いろいろなことがあったと思う。今 夜はセロニアス・モンクのピアノソロでEverything Happens To Meを聴いて寝ましょう。

オフィス・サポートNEWS



デザリングル110番 (のご 労働相談メール roudou@officesup.com

30日以上無断欠勤している職員を即時解雇してもいいか?



30日以上無断欠勤している職員がいます。先日、職場の上司から、就業規則の懲戒規定に基づき、「解雇事 由に該当する」「弁明の機会を与えるので職場に来られたい」と通知したのですが来ませんでした。これを解 雇予告通知とみなして即時解雇することはできますか? なお、就業規則では、懲戒解雇事由の中に「無断欠 勤が30日以上に及んだとき」と明記してあります。

【解雇予告とは】

労働基準法第20条は解雇予告について次のよう に規定しています。

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合にお いては、少なくとも30目前にその予告をしなければな らない。30目前に予告をしない使用者は、30目分以上 の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事 変その他やむを得ない事曲のために事業の継続が不可 能となった場合又は労働者の毒に帰すべき事曲に基づ いて解雇する場合においては、この限りでない。

② 前頭の予告の目数は、1目について平均賃金を支 払った場合においては、その目数を短縮することがで きる。

ですから、仮に懲戒解雇事由に該当していたとしても 第20条(解雇予告)は適用され、これに反すると同法 119条に基づく罰則(6ヵ月以下の懲役又は30万円以下 の罰金)がありますのでご注意下さい。

【解雇予告除外認定】

前述の第20条第1項但書(「但し、天災事変…労働者 の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合において は、この限りでない」)については、労働基準法施行規 則第7条により、労働基準監督署長の認定を受ければ即 時解雇できるという扱いになっています。ではどのよう な場合が「労働者の責に帰すべき事由」とされているの でしょうか?

關和31.3.1基発111号》>

①極めて軽微なものを除き、事業場における窃取、構 額、傷害等刑法に該当する行為のあった場合、または、 事業場外であってそれら刑法犯に該当する行為によって 事業場の名誉、信用が失われたり取引関係に悪影響を与 えたような場合。

②事業場内で賭博、風紀紊乱等により職場規律を乱し、 他の労働者に悪影響を及ぼす場合。

③雇い入れの際の採用条件の要素となるような経歴を誰 称した場合及び雇い入れの際、使用者の行う調査に対 し、不採用の原因となるような経歴を詐称した場合。 ④他の事業へ転離した場合。

⑤原則として 2 週間以上正当な理由なく無断欠勤し、出 勤の督促に応じない場合。

@曲勤不良または曲勤常ならず、数回にわたって注意を **愛けても改めない場合。**

無断欠勤については、「原則として2週間以上正当な 理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合」は解 雇予告の除外の対象とするという基準です。したがっ て、30日以上無断欠勤している職員については、労働基 準監督署で解雇予告除外認定の申請を行い、認められれ ば即時解雇とすることができます。

Page 3

【立証資料は揃えられるか】

監督署は、解雇予告除外認定をするにあたって、解雇 が権利濫用に当たらないかどうかを慎重に判断するた め、詳細で具体的な添付資料を求めてきます。また、監 督署の窓口担当者と実際に処理する担当者が別人の場合 もありますので、窓口で口頭だけで説明しても不十分で

資料の内容として、①企業全体の概要に関する事項、 ②被申請者が所属する事業場の概要に関する事項、③被 申請労働者に関する事項(労働者名簿、3ヵ月程度の賃 金台帳、3ヵ月程度のタイムカード・出勤簿、過去の賞 罰等の人事記録など)を揃えるのはそれほど難しくはあ りません。問題は、④「労働者の責に帰すべき事由」に 関する事項に関する立証資料を揃えることです。具体的 には、次のようなものが必要です。

- ≪「労働者の責に帰すべき事申」に関する資料≫
- ●労働者の毒に帰すべき事由について、詳細:具体的 **に記載した資料(事由や時系列順等に整理された事実** を具体的に特定すること)
- ●帰責事申について、労働者本人が行った認否の記録 (自濕書・聽取書等)
- ●帰責事由となる事実の存否:肉容について、労働者 本人以外の関係者(取引先:同僚:目撃者等)によっ **そ作成きれた記録**
- ●帰青事由となる事実存否:肉容を示す、客観的な資 料や状況を示す資料(帳簿書類、報道記事、訴状、変 **涌事**故証明書等》

無断欠勤の場合、出勤の督促をきちんと行っているか どうかは重要なチェックポイントです。本人と直接会っ て督促しているか、直接会う努力として本人の自宅に出 向いた事実があるかどうかが問われるケースが多いで す。ただ手紙を出した程度では不十分とみなされる場合 があるので注意下さい。

【事例への対応】

ご質問では、手紙を出したが本人は来なかったとのこ とですが、これでは監督署も不十分とみなすこともあり ます。そのときには、あらためて解雇予告通知(解雇日 の30日前に予告)を出されてはどうでしょうか。

Page 4 オフィス・サポートNEWS

→ メンタルヘルスを考える(Part 59)



特定社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦

若者のメンタルヘルス不調(1) ೨೧೦೧ 2020

2008年に労務行政研究所が一部上場企業に対して 行った調査(「企業におけるメンタルヘルスの実態と 対策」)によると、最近3年間のメンタルヘルス不調 者のうち、特に増加が目立つ年代として挙げたのは (複数回答)、30歳代(51.9%)、20歳代 (41.2%)、40歳代(19.1%)、50歳代 (0.8%) の順でした。

今回は目立って増えたと挙げられた20歳代、30歳 代のメンタルヘルス不調について考えたいと思いま す。

<時代にともなう社会の変化>

1980年から2010年の30年間に、平均寿命は 男性が73.35歳から79.64歳に、女性は78.7 6歳から86.39歳に延びています。(厚生労働省 大臣官房統計情報部「生命表」「簡易生命表」より) 結婚・出産年齢も上昇を続け、定年年齢も55歳が主 流だったのが、定年延長や再雇用制度等で65歳まで 働く人が増えています。

そして、25.9%だった4年制大学進学率が、20 09年には50.4%になりました。(文部科学省「1 8歳人口および高等教育機関への入学者数・進学率等 の推移」より)

今は昔と比べて学生時代が長くなり、半数以上が比較 的時間に余裕がある大学時代を過ごしていますし、晩 婚化が進み、独身時代も長くなっています。

そして、大学卒業後に就職しても40年以上働く期間 があります。さらに、65歳で退職して平均寿命まで 生きることができた場合、退職後の期間が男性で15 年、女性は21年あります。

その一方で、日本は経済的に豊かになり、国民の所得 も上昇し、余程の事情がない限り、経済的自立を果た すために寝る時間を惜しんで働かねばならない人が少 なくなったように感じます。

つまり、経済的な発展を遂げていくにつれて時間がで き、生きていくことの意味や自分の存在価値を考える 期限が引き延ばされ、それに伴い、実年齢に相応した 人格的成長の遅れも許されるようになってきたので

もしも寝る時間を惜しんで働いている状況にあれば、 肉体的・精神的疲労はあっても、それを苦にして引き こもっていることは許されません。そして、一人の社 会人として働いて給料をもらっている以上、年齢に関 係なく人格的成長を余儀なくされます。その結果、良 い悪いは別として、自分を深く見つめるといったこと に関心を持ち、思い悩む余裕がおのずとなくなってく

<生育過程とメンタルヘルス不調の関係>

20歳代、30歳代でのメンタルヘルス不調者増加が 目立つ背景には、生育過程が大きく関係します。

乳児期においては、様々な理由で子どもとのスキン シップが少なくなり、子どもが基本的信頼(自分が望 んだ通りに自分を愛してくれた人を無条件で信じる 力)を獲得できない状況が増えてきています。

幼児期においては、厳しくしつけようとするあまり、 我が子を否定する対応をしてしまい、子どもが自分を 卑下し、劣等感を抱き、相手に対する強い敵意や拒否 感情を持ってしまうことがあります。

児童期においては、塾や習い事で忙しく、子ども集団 での遊びが著しく少なくなり、集団の中で人間関係に もまれる体験が減り、情緒的共感性が十分に育ちにく くなっています。さらに、集団のルールを守る力や、 自分が期待されている役割や責任を理解する力、そし て、自主的に役割や責任を果たしていく力なども十分 に育ちにくくなっています。

そして思春期を迎え、「自分とはどんな人間なのか」 を明確に意識すること、実感することができない、つ まり「自己を確立すること」がしつかりできずに青年 期に入ってしまいます。

青年期において、何かのきっかけで「自己の確立」が できれば良いのですが、そうでなければ、引き続き自 分探しで迷ってしまっている状態で学校を卒業し、社 会人になります。

「自己の確立」が出来ていないということは「自分が ない」ということです。その状態で適切な人間関係を 構築し、強い信頼を感じて交わり、仕事をすることは 難しく、本人は何かしら「やり辛さ」のようなものを 感じつつ、職業生活を送っていきます。

そこに、本人の心が折れてしまうような、ちょっとし た事件がきっかけで、メンタルヘルス不調に陥ってし まうことがあるのです。

その「ちょっとした事件」は、「遅刻して上司に叱ら れた」、「嫌な仕事を命じられた」といった、昔では 考えられないようなことなのです。

このような、「人格の成熟が不十分」で、「ちょっと した事件」がきっかけ陥るメンタルヘルス不調を「適 応障害」や「新型うつ」と言ったりしますが、次号で は若い世代の「適応障害」や「新型うつ」への対応に ついて述べたいと思います。

オフィス・サポートNEWS



シリーズ『会社を強くする』の

http://www.vcon.jp



Page 5

経営コンサルタント、(財)日本規格協会品質 ISO審査員 野澤 周永 (株式会社 V コンサル)

「『身の丈に合った改善』ということ」

「ウチの連中はレベル低いからね・・。」社長は、そう苦 笑いしながら、会社のことを語り始めたのでした。社長が経 営するのは、廃棄物の処理および回収品からリサイクル製品 を製造する30名ほどの会社であり、創業30年の成熟した会社 です。同社は処理用の大型設備を数多く保有して、今日需要 の多いリサイクル材料や燃料用材料を生産しています。社長 は、いわば、叩き上げ・苦労人であり、トラックの運転から 機械の扱いに至るまで、これまで一人で引っ張ってきて現在 の会社に成長させたのでした。10年前には、県内同業他社に 先駆け、環境 ISOを取得し業績も大変好調です。現在のよ うな事業を築き上げたのは、社長がいつも現場に張り付い て、社員を叱咤し、こと細かに指示を出し、目を光らせてき たおかげです。逆をいうと、社員は、社長の気迫を恐れ、特 に目の届く所では「いい子」でいるのですが、日報や点検表 は形式的、隠れた所では散らかっても気にせず、清掃は言わ れなければやらない、自分に直接降りかからなければ見て見 ぬふり。要は「意識が低い」状態なのでした。そんな社長の 望みは、「当たり前のことがきちんとできる会社」「自ら改 善できる会社にする」というシンプルなものでした。

「そんな社員を教育してほしい」・・それが私に課せられ た社長からのミッションでした。

レベル感が分からない中で、率直に言って手さぐりのス タートでした。まず、会社の現場の状況を色々と皆さんと会 話しながら確認していきました。すると、色々と問題がわ かってきます。リサイクル部門と搬送部門に分かれ、こんな 問題があるということでした。

①工場の中では、暑いといってヘルメットを脱いでそのま まになってしまい、危険。

②機械の点検表は、いつも〇ばかりで本当にきちんと見て いるのか疑わしい。

③「場内禁煙」だが駐車場にはタバコの投げ捨てが結構あ り、節電も意識されない。

④車の工具類の管理が悪く歯抜けであったり、時にはスペ アタイヤがない車もある。

⑤客先で積込みするため、汚れたTシャツのまま、次の客 先を訪問するものがいる。

⑥お客様に納品した品物の中に見ればわかる大きな異物が 混入していることがある。

- ··などなどでした。一つひとつは小さなことのようです が、「異物混入」など客先の信頼を失墜させうることや、事 故でも起きれば法的に管理責任を取らざるを得ない事態に発 展しかねない問題もあります。まず基本的なことから定着さ せよう・・と考え、次のことを実行しました。
- (1)業務のグループリーダーを任命し、チームで業務を 分担して行う体制づくり。
- (2) 各部門・部署ごとの業務分担に基づくそれぞれの役 割をきまりとして整備。
- (3)作業日報・運転日報・機械点検表等は必要なことに 絞り、必ず提出するルール
- (4)「○○㈱社員のきまりごと」というルールを作り、 毎日朝礼で唱和する。
 - (5)「組織」「役割」「禁煙」「節電」「点検表書式」

などをルールブックにまとめる

(6)発生トラブルは原因追求し、再発防止のための対策 を作り、社長に報告を上げる

これらのルールを一通り整備して、社員全員のキックオフ 大会を大々的に行い、ミッション達成・・となるはずでした が、そうは問屋がおろしません。もちろんこれらを整備した 当初数か月は、予定通り社員は反応し、きちんと実行したも のでした。ところが、数ヵ月たったとき、社長から唐突にこ う切り出されたのです。「ウチの連中ときたら、やっぱりダ メだね。所詮こうなることはわかっていたけどね・・。」社 長のあきれた声に私も話の趣旨を察知したのでした。社長の 言うことは次のようでした。

- ①うちの連中はリーダーが何やるか全くわからないので、 役割決めたって意味がない。
- ②役割と権限を決めても、だれも規則文を見て確認しない ので認識がないまま。
- ③作業日報は毎日出てくるようになったが、問題点は何も 書かれておらず、形だけ。
- ④「社員のきまりごと」は、朝礼で唱えるだけで実態は何 も変わらない。
- ⑤ルールブックはキックオフ以降誰も見ないし、お蔵入

⑥発生トラブルは分からなければ引続きひた隠し、露見し たときだけ平謝りで低姿勢。

プロとして「甘かった!」と痛感させられました。「しく み作れど踊らず」だったのです。

お芝居だったら現場に根差したしくみづくりは「ハッピー ストーリー」を描き、改善のヒーローになる所でしたが、現 実はそう簡単ではありませんでした。早速作戦の練り直しで す。巻き返し策は、こうです。

- 1. 禁煙・挨拶・ゴミの分別・アイドリングストップ等の 基本ルールは、1週間1テーマに絞り、毎日朝礼の唱和です り込み、定着するまで、何度でもテーマに取り上げる。
- 2. ルールブックや役割分担は、ファイルにしてしまいこ まずに、壁に大書きして、必ず守るようにする。その実施を 相互に確認し合う当番制のしくみをつくる。
- 3. ISOの勉強会を活用して目標達成状況を明確にし、 どうしたら達成できるかをみんなで話し合う。そして身近な 事例(「節電が必要なわけ」)を取上げ、意味を知る。 等です。

噛んで含むようなやり方でかなりのルールの定着を図れま したが、率直まだまだレベルアップが必要です。腹に落ちる 理解と意識づけのためには、粘り強くやる以外ありません。

多くの企業にありがちなのは、「しくみ作って回らず」と いうことです。これを解消していくためには、「なぜ必要な のか」、「どういう効果があるのか」、「ルールはやっぱり あると便利」、そんな認識に立てるように自社の社員の今の 認識や目線に合わせた「身の丈に合った改善」を実行してい くことです。案外できそうでできません。それが一つでもで きたとき、改善の扉は開かれたといっても過言ではありませ